

蒲郡市被災地域支援対策本部設置要綱

(目的)

第1条 東北地方太平洋沖地震の被災地域を支援するため、各部署が連携して、迅速かつ効果的な支援対策を実施することを目的とし、蒲郡市に被災地域支援対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援対策に係る方針の決定に関すること。
- (2) 支援対策に係る総合調整に関すること。
- (3) 支援対策に係る情報の共有化に関すること。
- (4) その他支援対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の本部員による会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部員会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、危機管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	企画部長
	総務部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	産業振興部長
	建設部長
	都市開発部長
	上下水道部長
	ポートレース事業部長
	市民病院事務局長
	消防長
	議会事務局長
教育部長（不在のときは教育委員会のうちから 本部長の指定する者）	